

○徳島県生活環境保全条例（平成十七年三月三十日徳島県条例第二十四号）改正後（一部抜粋）

徳島県生活環境保全条例をここに公布する。

徳島県生活環境保全条例

（省 略）

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（省 略）

十一 汚水等排出施設 次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）を排出する施設で別表第六に掲げるものをいう。

イ カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）第二条に定める物質（以下「汚水等有害物質」という。）を含むこと。

ロ 水素イオン濃度その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、イに規定する物質によるものを除く。）を示す項目として別表第七に掲げる項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

十二 排水水 汚水等排出施設を設置する工場又は事業場（以下「汚水等排水工場等」という。）から公共用水域に排水される水をいう。

（省 略）

第三節 水質の汚濁に関する規制

（省 略）

（排水水の規制基準）

第三十八条 排水水の規制基準は、排水水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、別表第十七に掲げるとおりとする。

2 前項の排水水の規制基準は、汚水等有害物質による汚染状態にあつては、排水水に含まれる汚水等有害物質の量について、汚水等有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、第二条第十一号ロに規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

3 第六条第三項の規定は、第一項の規定による排水水の規制基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

第六条第三項

第一項のばい煙の規制基準の設定に当たっては、あらかじめ、徳島県環境審議会の意見を聴くものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（省 略）

（排水水の排出の制限）

第四十四条 排水水を排出する者は、その汚染状態が当該汚水等排水工場等の排水口において排水水の規制基準に適合しない排水水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が汚水等排出施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排水される水については、当該施設が汚水等排出施設となった日から六月間（当該施設が規則で定める施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。ただし、当該施設が汚水等排出施設

となった際既に当該工場又は事業場が汚水等排出工場等であるときは、この限りでない。

(省 略)

別表第六(第二条関係)

- 一 水質汚濁防止法施行令別表第一第二十一号イ、第二十三号リ、第二十七号及び第四十六号に掲げる施設
- 二 豚(生後二月以上のものに限る。)又は牛を三〇頭以上飼養する施設(水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる施設を除く。)
- 三 ゴム製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 被鉛施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 四 紙加工品製造業の用に供する貼合せ施設
- 五 廃棄物焼却炉の用に供する廃ガス洗浄施設(水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる施設を除く。)
- 六 アスファルトプラントの用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 廃ガス洗浄施設
 - ロ 湿式集じん施設
- 七 給食又は調理の用に供する洗浄施設(一日当たりの平均的な延べ対象人員が一、〇〇〇人以上のもの(水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる施設を除く。))に限る。)
- 八 集乳業(生牛乳又は生やぎ乳を出荷し、これらを保存する営業をいう。)の用に供する洗浄施設

別表第七(第二条関係)

- 一 水素イオン濃度
- 二 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
- 三 浮遊物質
- 四 ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- 五 フェノール類含有量
- 六 銅含有量
- 七 亜鉛含有量
- 八 溶解性鉄含有量
- 九 溶解性マンガン含有量
- 十 クロム含有量
- 十一 硫化物含有量
- 十二 窒素含有量及びリン含有量(排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号)別表第二の備考6及び7に定める場合に限る。)
- 十三 大腸菌群数

(省 略)

別表第十七(第三十八条関係)

その一 汚水等有害物質による排出水の汚染状態に係る排出水の規制基準

汚水等有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム
シアン化合物	一リットルにつきシアン一ミリグラム
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)	一リットルにつき一ミリグラム
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム

ひ 砒素及びその化合物	一リットルにつきひ 砒素〇・一ミリグラム
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・二ミリグラム
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき一ミリグラム
シス―一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・四ミリグラム
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき三ミリグラム
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
チウラム	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム
シマジン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・二ミリグラム
ベンゼン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 一リットルにつきほう素一〇ミリグラム 海域に排出されるもの 一リットルにつきほう素二三〇ミリグラム
ふっ 弗素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 一リットルにつき弗素八ミリグラム 海域に排出されるもの 一リットルにつき弗素一五ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつきアンモニア性窒素の値に〇・四を 乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 一〇〇ミリグラム
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム
備考	
1 この表の排出水の規制基準は、排水基準を定める省令第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合における検出値によるものとする。 2 「検出されないこと。」とは、前項に掲げる方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 3 この表に掲げる排出水の規制基準は、別表第六第二号から第八号までに掲げる施設を設置する汚水等排出工場等について適用する。	

その二 その他の項目による排出水の汚染状態に係る排出水の規制基準

項目	許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 五・八以上八・六以下 海域に排出されるもの五・〇以上九・〇以下
生物化学的酸素要求量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	一六〇(日間平均一二〇)
化学的酸素要求量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	一六〇(日間平均一二〇)
浮遊物質 (単位 一リットルにつきミリグラム)	二〇〇(日間平均一五〇)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	五

(鉱油類含有量) (単位 一リットルにつきミリグラム)	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 一リットルにつきミリグラム)	三〇
フェノール類含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	五
銅含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	三
亜鉛含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	二
溶解性鉄含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	一〇
溶解性マンガン含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	一〇
クロム含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	二
大腸菌群数 (単位 一立方センチメートルにつき個)	日間平均三、〇〇〇
窒素含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	一二〇(日間平均六〇)
^{りん} 磷含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	一六(日間平均八)
硫化物含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	一〇
備考	
1 硫化物含有量についての排出水の規制基準は、規格K〇一〇二の三九・一又は三九・二に該当する方法により排出水の汚染状態を検定した場合における検出値によるものとする。 2 硫化物含有量以外の項目についての排出水の規制基準は、排水基準を定める省令(以下この表において「省令」という。)第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合における検出値によるものとする。 3 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 4 この表に掲げる排出水の規制基準のうち、水素イオン濃度から^{りん} 磷含有量までについての排出水の規制基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であるゴム製品製造業及び紙加工品製造業に属する工場又は事業場に係る排出水について適用し、硫化物含有量についての排出水の規制基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上である化学繊維製造業、セロファン製造業及び化学工業に属する工場又は事業場に係る排出水について適用する。 5 生物化学的酸素要求量についての排出水の規制基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排出水の規制基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。 6 窒素含有量についての排出水の規制基準は、省令別表第二の備考6の規定に基づき環境大臣が定める湖沼又は海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。 7 磷含有量についての排出水の規制基準は、省令別表第二の備考7の規定に基づき環境大臣が定める湖沼又は海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。	

(省 略)